

「監理技術者の行うべき職務を補佐する者」の要件

○建設業法第26条第3項第2号では、「監理技術者の行うべき職務を補佐する者」(「監理技術者補佐」という。)をそれぞれ専任で配置する場合には、同一の監理技術者が2つの工事現場を兼務できることとされています。

○「監理技術者職務」の要件は、以下①又は②のいずれかです。

ただし、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事は、②に限られています。

①請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(建設工事の種類に応じて指定された検定種別(以下表の「●」があるもの)に限る)

②請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者

表:建設工事の種類に応じて指定された技術検定の検定種別

技術検定の 検定種目 (全て1級に限る)	土木一式工事	建築一式工事	大工	左官	とび・土木・コンクリート工事	石工事	屋根工事	電気工事	管工事	タイル・レンガ・ブロック工事	鋼構造物工事	鉄筋工事	舗装工事	しゅんせつ工事	板金工事	ガラス工事	塗装工事	防水工事	内装仕上工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事	電気通信工事	造園工事	さく井工事	建具工事	水道施設工事	消防施設工事	清掃施設工事	解体工事
土木施工管理	●				●	●					●		●				●									●			●
建築施工管理		●	●	●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●		●				●				●
電気工事施工管理								●																					
管工事施工管理									●																				
電気通信工事施工管理																						●							
造園施工管理																							●						
建設機械施工管理	●				●								●																